

(案)

## 夢つなぐ富士見プロジェクト+ (プラス)

＝富士見市子どもの貧困対策整備計画～延長版～＝

# 気づき・つなぐマニュアル

基本理念

富士見市に住むすべての子どもが、  
夢に向かってチャレンジできるよう支援を行い、  
貧困の連鎖を断ちります。



富士見市

令和5年〇月改訂

# 目 次

はじめに

ページ

1. 気づきにくいSOS	2
2. 気づきの機会を見逃さない！気づき（発見）のポイント	3
(1) 地域・近隣で	
(2) 医療機関で	
(3) 各種行政の手続や相談時	
(4) 公共機関・施設等利用時	
3. 気になる子どもがいたら	8
4. 虐待が疑われる場合	9
5. 虐待が疑われる場合の支援フロー図	10

## はじめに

「子どもの貧困」について、身近で感じられていることはありますか。

日本における子どもの貧困の割合は7人に1人といわれており、例えば35人学級の場合、その中に貧困状態の子どもが5人いることになります。

国は平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることが決してないようにと対策を進めています。

市もこれらの状況を踏まえ、平成29年3月に「富士見市子どもの貧困対策整備計画」を策定し対策を進めて参りました。その取り組みの1つに『気づき・つなぐマニュアル』があります。このマニュアルをご理解いただき、これまで多くの皆さんの見守りによって、子どもたちのサインに「気づき」、その気づきを必要な場所へと「つなぐ」支援が行われてきました。

この度、子どもたちの取り巻く環境の変化に対応するため、内容の見直しを行いました。貧困は、心のゆとりを奪われることで、児童虐待に結びつく可能性もあるため、新たに虐待に関する内容も盛り込みました。

このマニュアルが今後とも、市民の皆さんをはじめ、医療機関や行政・公共施設等で広く子どもたちへの支援の手引として活用いただければ幸いです。

### 子どもの貧困対策の推進に関する法律(一部抜粋)

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

令和5年〇月

富士見市子ども未来応援センター

## 1. 気づきにくいSOS

生活に困難を抱える世帯の多くは、周囲にその状況を知られたくないという気持ちを持つており、地域や近隣との関係性に乏しく、孤立している世帯が少なくありません。

「貧困」と聞くと、粗末な衣服や、痩せ細った体などのイメージがありますが、日本の貧困は「相対的貧困」といわれ、実際にはイメージのような子どもを見かけることは少ないので現状です（下記参照）。日本の子どもの貧困は人目につきにくく、表面化しにくいという傾向があります。

このようなことから、貧困の子どもを発見することは難しく、見過ごされてしまいがちのため、関係機関や市民の方々お1人おひとりが気づきのポイントを知り、一人で悩み、苦しむ子どもたちのSOSのサインをキャッチし、見守りや支援へと繋げていただきたいと思います。

### ＜絶対的貧困と相対的貧困＞

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困という考え方があり、相対的貧困とは、その人が住んでいる社会、時代において、一般的に行われている通常の習慣や行為が行えない状態のことを指しております、例えば、次図のようにイメージされます。

#### 絶対的貧困

- ・ご飯が食べられない
- ・雨風が防げる場所がない
- ・寒さをしのぐ服がない
- ・義務教育が受けられない

#### 現代の日本における相対的貧困

- ・給食しか食べられない
- ・勉強できるスペースが家がない
- ・卒業式に着て行ける服がない
- ・高等教育が受けられない

## 2. 気づきの機会を見逃さない！気づき（発見）のポイント

子どもの貧困に気づくためには、できるだけ多くの人や立場から、子どもたちを見つめ、気になる子どもを意識することが重要です。

以下の内容は、貧困の子どもを把握するために有効な機会と考えられます。

気づきのポイントについても考えられる項目を示しましたので、参考にしていただき見守りや支援につなぐ目安としてください。

### (1) 地域・近隣で

日常的な町会・自治会等の地域活動（地域パトロール等）や民生・児童委員や地域活動の中で、また地域で開催される行事の際の参加状況や参加時の様子から把握に努めてください。

日常生活や地域行事などの様子から	<p><b>【子どもの様子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・夜遅くまで外で遊んでいたり、ウロウロしている</li><li>・季節や発育に合わせた服装でない</li><li>・衣服や髪の乱れ、汚れ、においがある</li><li>・いつもお腹を空かせている様子が見られる</li><li>・表情が乏しい</li><li>・いつも一人でいる</li><li>・よく食事をコンビニで購入している</li><li>・子どもだけの留守番が多い</li><li>・泣き声がよく聞こえる</li></ul> <p><b>【保護者の様子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・近所付合いや地域行事への参加がない</li><li>・洗濯物が外に干しちゃなし、壊れたおもちゃや自転車が放置されている、雨戸がずっと閉まっているなど、住居が雑然としている</li><li>・夫婦げんかが多い</li><li>・衣服や髪の乱れ、汚れ、においがある</li><li>・表情が乏しい</li><li>・季節に合わせた服装でない</li><li>・子育てに対する強い負担感を口にする</li><li>・子に無関心又は過干渉である</li><li>・経済的に厳しく、食事がきちんと摂っていないなどの話がある</li></ul>
------------------	--

## (2) 医療機関で

医療機関受診時の様子から状況の把握に努めてください。

医療機関受診の様子から	<ul style="list-style-type: none"><li>・保険証がよく変わる</li><li>・医療費の支払いが困難・滞納している</li><li>・予約しているのに、無断でキャンセルする</li><li>・継続的な治療が必要だが、その後の受診がない</li><li>・毎年更新が必要なひとり親家庭医療費助成制度の更新がない</li><li>・宗教や思想上の理由から、治療を拒否する</li><li>・子どもが保護者に怯えている</li><li>・待合室で子どもを叩く、怒鳴る</li><li>・子どもが泣いたり、騒いだりしていても無関心</li><li>・兄弟が世話をしている</li><li>・季節に合わせた服装でない</li><li>・衣服や髪の乱れ、汚れ、においがある</li></ul>
-------------	--

## (3) 各種行政の手続や相談時

想定される担当課と気づきのポイントを示しましたが、様々な業務の中に気づきの機会はあると思われますので、子どもに関するSOSが発信されていないか、見守りをお願いします。

担当課	どんな時に	気づきのポイント
全課共通	窓口対応時など	<p><b>【子どもの様子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・衣服や髪の乱れ、汚れ、においがある</li><li>・表情が乏しい。顔色が悪い</li><li>・必要な病院受診ができていない</li><li>・保護者に怯えている</li><li>・いつもお腹を空かせている</li></ul> <p><b>【保護者の様子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・衣服や髪の乱れ、汚れ、においがある</li><li>・表情が乏しい。顔色が悪い</li><li>・恒常的に料金の滞納がある</li><li>・職業が不定で収入が安定しない</li><li>・必要な行政手続きが滞る</li><li>・必要な病院受診ができていない</li><li>・子に無関心又は過干渉である</li></ul>

(つづき) 全課共通	(つづき) 窓口対応時など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的に厳しく、食事がきちんと摂れていないなどの話がある</li> </ul>
子ども未来応援センター	母子健康手帳申請時／妊婦健康診査受診状況／乳児家庭全戸訪問時／乳幼児健康診査時／乳幼児の定期予防接種状況など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望まない妊娠</li> <li>・妊婦健診などを定期的に受診していない</li> <li>・乳幼児健診の未受診が続いている</li> <li>・定期予防接種を受けていない</li> <li>・住所が頻繁に変わる</li> <li>・医療機関から心配な情報提供がある</li> <li>・経済状況や子育て環境に心配がある</li> <li>・日中でもカーテンや雨戸が閉まっている</li> <li>・子どもの発育が悪い</li> <li>・子どもが泣いていてもあやさない</li> <li>・おむつがパンパンで替えられていない</li> </ul>
学校教育課	就学時健康診断時／窓口相談時など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡なく就学時健康診断を欠席する</li> <li>・必要書類が提出されない</li> <li>・学校から心配な情報提供がある</li> </ul>
子育て支援課	ひとり親の手当の相談時など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費が受け取れていない</li> <li>・現況届など必要な書類が提出されない</li> </ul>
保育課	保育所・放課後児童クラブ手続時など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恒常的に滞納がある</li> <li>・保育施設から心配な情報提供がある</li> </ul>
人権・市民相談課	相談時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費が受け取れていない</li> <li>・子どものいる家庭でDVがある</li> </ul>
教育相談室	教育相談時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家に帰りたくないと言っている</li> <li>・介護や兄弟の世話を理由に、子どもを学校に行かせていない</li> </ul>
福祉政策課	生活保護相談時など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給には該当しないが、経済的に困窮している</li> <li>・介護や兄弟の世話を理由に、子どもを学校に行かせていない</li> </ul>
収税課	納税相談時など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯で恒常的に滞納があり、経済的に困窮している</li> </ul>

## (4) 公共機関・施設等利用時

### ①保育所（園）、幼稚園等

<ul style="list-style-type: none"><li>・保育所（園）生活時</li><li>・幼稚園生活時</li><li>・みづほ学園・児童発達支援事業所生活時</li><li>・放課後児童クラブ生活時</li><li>・放課後等デイサービス利用時</li></ul>	<p><b>【子どもの様子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・無断欠席が目立つ</li><li>・朝起きられないなどの理由で遅刻することが多い</li><li>・身体測定の時に休む</li><li>・衣服や髪の乱れ、汚れ、においがある</li><li>・極端な痩身や肥満である</li><li>・表情が乏しい</li><li>・行事をよく休む</li><li>・必要な病院受診ができていない。虫歯が多い</li><li>・季節や発育に合わせた服装でない</li><li>・朝ご飯を食べてこない。食べ物をがつがつ食べる</li><li>・保護者に怯えている。</li><li>・友だちに粗暴な言動が多い。</li></ul> <p><b>【保護者の様子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保護者会や行事などに出席しない</li><li>・子どもに必要なものを持たせない</li><li>・集金に未納が目立つ</li><li>・送迎時の保護者の服装や言動に気になる点がある</li><li>・子育てに対する強い負担感を口にする</li><li>・子に無関心又は過干渉である</li><li>・経済的に厳しく、食事がきちんと摂れていないなどの話がある。</li></ul>
--	---

### ②小学校、中学校等

学校生活時	<p><b>【子どもの様子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・宿題や提出物などの忘れ物が多い</li><li>・進路に対する希望がない</li><li>・部活動を頻繁に休む</li><li>・無断欠席が目立つ</li><li>・朝起きられないなどの理由で遅刻することが多い</li><li>・身体測定の時に休む</li><li>・衣服や髪の乱れ、汚れ、においがある</li><li>・極端な痩身や肥満である</li><li>・表情が乏しい</li><li>・行事をよく休む</li></ul>
-------	---

<p>(つづき)</p> <p>学校生活時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な病院受診ができていない。虫歯が多い</li> <li>・季節や発育に合わせた服装でない</li> <li>・朝ご飯を食べてこない。食べ物をがつがつ食べる</li> <li>・保護者に怯えている。</li> <li>・友だちに粗暴な言動が多い。</li> </ul> <p><b>【保護者の様子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会や行事などに出席しない</li> <li>・保護者会などの服装や言動に気になる点がある</li> <li>・子どもに必要なものを持たせない</li> <li>・集金に未納が目立つ</li> <li>・子育てに対する強い負担感を口にする</li> <li>・子に無関心又は過干渉である</li> <li>・経済的に厳しく、食事がきちんと摂れていないなどの話がある。</li> </ul>
---------------------------	---

### ③児童館、子育て支援センター、公民館・交流センターなど

<p>児童館など利用時</p> <p>子育て支援センター</p> <p>公民館・交流センター など</p>	<p><b>【子どもの様子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰る時間になっても帰りたがらない</li> <li>・衣服や髪の乱れ、汚れ、においがある</li> <li>・極端な瘦身や肥満である</li> <li>・表情が乏しい</li> <li>・季節や発育に合わせた服装でない</li> <li>・いつもお腹を空かせている様子が見られる</li> <li>・保護者に怯えている。</li> <li>・友だちに粗暴な言動が多い。</li> </ul> <p><b>【保護者の様子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衣服や髪の乱れ、汚れ、においがある</li> <li>・表情が乏しい</li> <li>・季節に合わせた服装でない</li> <li>・子育てに対する強い負担感を口にする</li> <li>・子に無関心又は過干渉である</li> <li>・経済的に厳しく、食事がきちんと摂れていないなどの話がある。</li> </ul>
---	--

### 3. 気になる子どもがいたら



#### 1. ちょっとした声かけから信頼関係を

子どもの状況について、命の危険度が低いと考えられる場合は、日頃からのちょっとした声かけなどにより「気にかけているよ」のメッセージの発信をお願いします。心配事や困っていることがあったら心を許して話してもらえるような関係を築いていただけたらと思います。

#### 2. 子ども未来応援センターをご案内ください

ご相談を受けたり、支援が必要と思われた時は『子ども未来応援センター』の相談窓口をご案内いただき、当事者からの相談を促してください。

※ 誰かが心配して声をかけてくれたことや必要な支援につないでくれた体験は、社会や人との関わりが不足している貧困世帯やその子どもたちにとって、貴重なものであり、社会からの孤立を防ぎ、子どもの貧困の連鎖を防ぐ大きな一歩につながります。

富士見市子ども未来応援センター 子ども相談・支援グループ

📞 049-252-3773 (平日 8:30~17:15)

#### ～ 注意事項（お願い）～

気になる子ども、保護者がいた場合は、その気になることが、貧困によるものか、他の要因によるものかを見極めが必要です。しかし、その世帯がチェックリストにあてはまるかどうか（貧困であるかどうかについて）を直接確認することは、思わぬ形でご本人を傷つけたり、支援につなぐことができなくなったりする可能性があるため避けてください。

なぜなら…

- 同じ服を着ているからといって貧困であるとは限りません。子どもが特定の服が大好きで同じ服を着ているかもしれません。
- 保護者の収入が一定以上のレベルであっても、子どもの養育にはお金かけないという考え方の場合、子どもの衣服は質素であるかもしれません。
- 支援者側が良かれと思っても、その何気ない言葉により、貧困に悩む保護者の自尊心を傷つけ、人との関わりを避けるようになり、支援につなぐことができなくなってしまうかもしれません。

## 4. 児童虐待が疑われる場合

### ★児童虐待は迷わず通告を

次のような様子や状況がある場合は、貧困だけでなく、児童虐待の可能性もありますので、ただちに通告をお願いします。通告とは、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合に、その内容を児童相談所などに連絡することで、児童福祉法第25条（要保護児童発見者の通告義務）に、全ての国民の義務として定められているものです。

通告時には、子どもの氏名、生年月日、住所、虐待の内容、子どもの状態、保護者や家族の状況などについて、把握している範囲で情報提供をお願いします。

- \* 通告者や相談内容についての秘密は守られます
- \* 何よりも子どもの安全を第一に考えてください  
(学校や保育施設など、保護者との関係よりも子どもの安全を優先してください。)

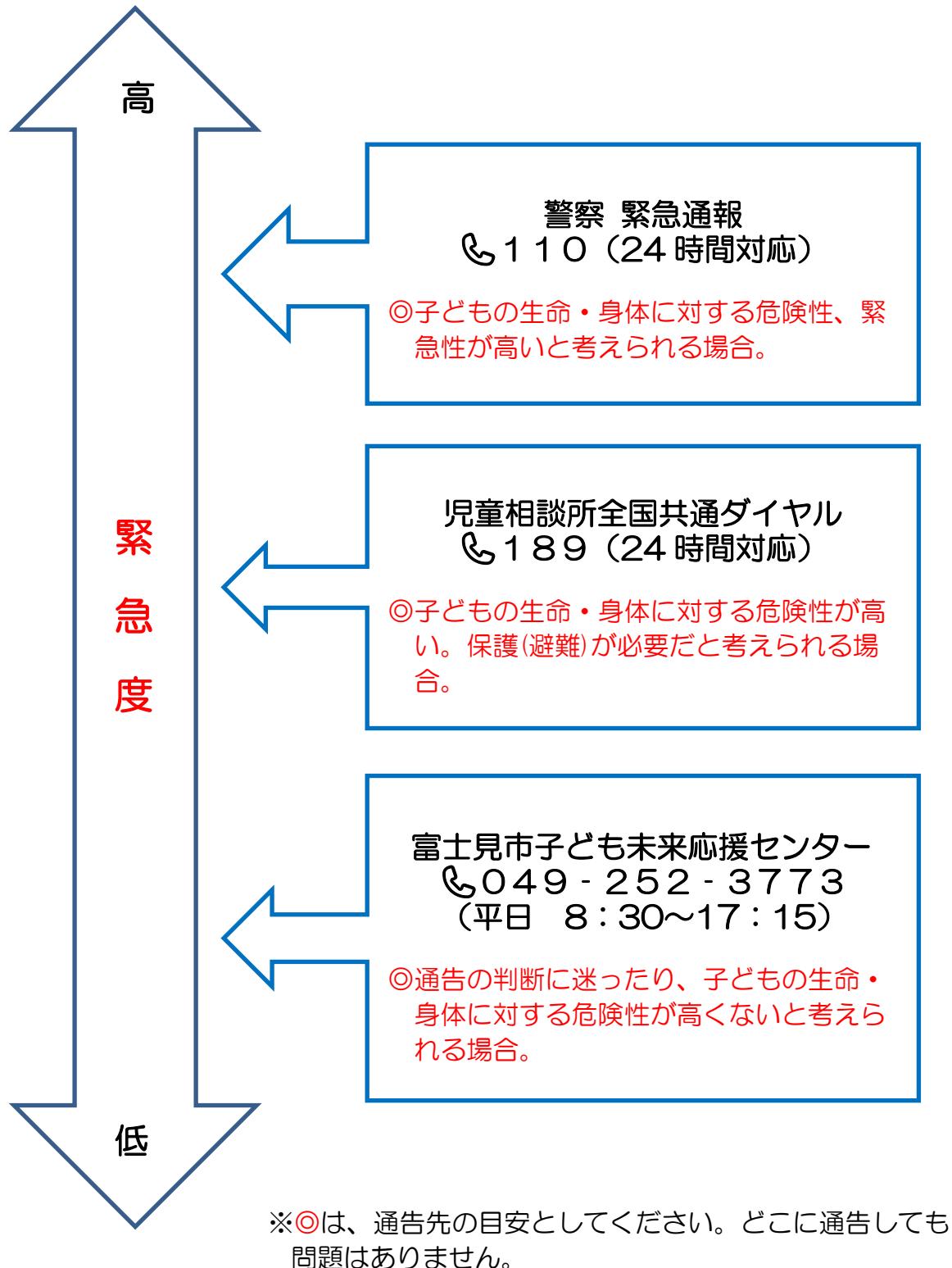
#### 【子どもの様子】

- ・保護を求めている…保護者が怖い、夜ひとりだから家に帰りたくないなどと訴えている
- ・不自然なケガがある…傷やアザ、骨折、打撲傷、入院歴等がある
- ・低栄養を疑わせる症状がある…低身長、低体重、栄養失調、衰弱、脱水症
- ・性的被害…性交、性行為の強要、妊娠、性感染症罹患
- ・自殺未遂…自殺を企てる、ほのめかす
- ・不自然な長期の欠席…長期間まったく確認できない状況にある

#### 【保護者の様子】

- ・子どもの保護を求めている…子どもを育てられない等、緊急保護を求めている
- ・生命に危険な行為…頭部打撃、顔面打撃、首締め、乳幼児のゆさぶり、逆さづり  
戸外放置、溺れさせる
- ・性的虐待…性器挿入に至らない性的虐待も含む
- ・養育拒否の言動…「殺してしまいそう」「叩くのを止められない」など差し迫った訴え
- ・医療ネグレクト…診察、治療が必要だが受診しない、個人的な考え方や信条などによる治療拒否
- ・放置…乳幼児を家に置いたまま外出、車内に置き去りにする
- ・養育能力の著しい不足…著しく不適切な生活状況となっている
- ・子どもを監禁…継続的な拘束、監禁、登校禁止
- ・子どものケガの不自然な説明…一貫しない説明、症状との明らかな食い違い

## 5. 虐待が疑われる場合の支援フロー図







子どもに関する悩みや相談、心配ごとは  
富士見市子ども未来応援センター  
をご案内ください。

住所：富士見市大字鶴馬3351番地の2  
(富士見市健康増進センター内)

TEL 049-252-3773  
FAX 049-252-3772  
(平日8:30~17:15)